



## 行政書士倫理綱領

- 行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。
- 一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
  - 二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
  - 三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
  - 四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
  - 五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

日本行政書士会連合会



行政茨城 2012.5 No. 202

# CONTENTS

御挨拶	<b>2</b>
通知・通達	<b>3</b>
事業	<b>43</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○総務部    ○広報・監察部    ○国土農地部    ○建設部    ○運輸交通部</li> <li>○環境部    ○国際部    ○市民法務部    ○綱紀委員会    ○暴力団等排除総合対策委員会</li> <li>○申請取次委員会</li> </ul>	
支部だより	<b>60</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○県南支部    ○水戸支部    ○県西支部    ○県北支部    ○鹿行支部</li> </ul>	
お知らせ	<b>69</b>
政治連盟ニュース	<b>71</b>
報告	<b>74</b>
会員	<b>75</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○新入会員の紹介    ○退会された会員    ○ご逝去された会員    ○変更届</li> <li>○補助者の動静    ○会員の御見舞    ○家族の動静</li> </ul>	
本会活動報告	<b>79</b>
事務局より	<b>80</b>